

令和 8 年第 3 回大津町議会経済建設常任委員会審議記録

議案第 39 号関連 件名 令和 8 年度大津町一般会計補正予算（第 1 号） について

（ 産業振興部 農政課 ）

質疑 農業振興費補助金については、当初予算に計上されているものもあるが、今回補正分とは対象が違うということか。年度途中で補助金が追加されるのか。

答弁 当初予算に計上している補助金は、継続した農業支援としての補助金や、当初予算計上時点で、国・県補助金が確認できている事業です。機械導入等に対する補助金については、国補正予算の関係で、年度末に要望調査が実施され、次年度に事業承認されるものがあるため、当初予算ではなく、補正予算にて対応させていただくものとなります。農林水産省による機械導入等の補助事業につきましては、補正予算により対応されるものが多くあり、3 月頃に要望調査、4 月過ぎに内報があるために、6 月補正や 9 月補正で対応させていただくことがあります。

質疑 当初予算の補助事業に手を挙げていたが、後から要望調査がある補助事業の方が補助率が高いといったことはあるのか。

答弁 新規就農者に対する支援で、年度当初に計上している補助金は、継続した農業支援としての補助金であり、国・県補助金が確認できている事業を当初予算に計上しています。今回補正にて計上させていただいている機械導入の補助金とは性質が異なるため、どちらを選んだ方が得かということではなく、申請する事業の補助要件により変わってきます。

質疑 森林整備地域活動支援交付金事業返還金について、ウッドショックも原因の一つと説明があったが、T SMC 進出の関係で、全て伐採されているところも見るが、それも関係しているのか。

答弁 この事業は間伐が補助対象となっているため、事業実施対象森林のなかで、全伐されているため、間伐ができないということが判明した森林があったと聞いていますので、要因の一つである可能性はあると考えます。

質疑 認定新規就農者が認定農業者ということか。

答弁 認定農業者は、すでに農業を実施している農家が、審査基準を満たす事業計画を立て、認定された農業者のことであり、認定新規就農者は、農業をはじめの方が就農する際に、概ね5年間の計画を立て、認定を受け農業者となった方のことです。認定新規就農者が5年間の経営を継続された後、認定農業者になっていただくことを推奨しています。

質疑 認定農業者と、そうでない農業者で、支援等の手厚さが違うのか。

答弁 国の補助事業の要件として、認定農業者であることが要件に位置づけられていることがほとんどのため、国の補助事業を活用する場合、基本的には認定農業者である必要があります。

質疑 若手の農業者との話のなかで、認定を受けてもあまり意味がないという話を聞いたことがあるが、そういった補助が受けられるということが伝わっていないのではないか。

答弁 町の周知不足も要因の一つであると反省すべき点はあると思いますが、認定農業者であっても、国の補助を受ける場合、収益の向上や面積の拡大など、様々な要件をクリアする必要がある、全ての要件をクリアすることが非常に困難な状況にあることが要因だと認識しています。物価高騰もあり、農家経営が厳しい状況にある中で、経営状況を向上させ、補助要件をクリアするための計画を立てるのが難しくなっている状況にあると認識しており、認定農業者になるメリットを感じられなくなっているのではないかと考えています。町としても、県を通じて、国に対して要件の緩和を要望しており、今後も継続した要望に努めたいと考えています。

意見 町は農工商併進をうたっているので、しっかりと支えてほしい。せっかく、補助金があるのだから、認定を受ければ補助が受けられるということを誰が聞いても分かるくらい、しっかり伝わるように周知をしてほしい。

答弁 国・県への要望と併せて、更なる情報発信に努めます。また、町単独で実施しているスマート農業機械導入支援補助金は、国の補助事業よりも利用しやすい要件としていますので、それも含めて周知を行っていきます。

質疑 認定農業者になるための申請手続きが煩雑だと感じる。認定農業者になる要件はどうなっているか。

答弁 認定農業者になるには、町が目指す所得水準をクリアする計画を立てていただく必要があります。また、その計画に対し、県や農業関係団体への意見照会等実施した後、認定するという流れになります。この計画を立てることが、農業者にとっては非常にハードルが高いという意見があることは認識をしていますが、町としては、県や関係団体と連携し、事前の経営相談を実施するなど、認定に向けた支援を丁寧に行っていきたいと考えています。

質疑 相談窓口も必要だが、簡単にできるような申請の仕組みを作らないと、難しいだろうと感じる。国・県の補助については、目指す農業者像の道筋を考えられていると思うが、それはどういったものか。

答弁 国としては、国内における食糧自給率向上ため、効率的かつ安定的な農業を営む経営体育成に向け、農業の担い手に効率化・省力化を目指しているものと認識しています。町としても国が目指す農業経営体を育成するとともに、零細農業者も含め、農業者全体を見ながら支援していく必要があると考えており、その手段の一つとして、スマート農業機械導入支援があると考えています。

意見 国・県との住み分けが必要なのではないかと思う。国・県については、食糧自給率のこともあるので、大規模化というのが前提にあると思うが、町単費で実施する補助金は、現状にあわせた補助金を作っていく必要があるのではないか。小さい農業者が国の補助金を使って大規模化するというのは難しいと思うので、そこをフォローするような考えを持ってほしい。

質疑 農地集約について、昔からの名残ではないが、個人間や地域での事情で難しいという話も聞くが実態はどうか。

答弁 農地集約のハードルの一つに、個人間や地域性があることについては認識をしていますが、農地所有者における個人的なことでもあるため、行政が介入することが難しい部分もあります。農地の集積、集約化は全体の目標として掲げており、令和6年度には地域計画も策定しています。今後、

地域計画の協議のなかで、個人的な状況も含めて、話をしながら進めていくことが理想だと考えており、農業委員会とも連携して進めていきたいと考えています。

意見 地域計画がうまく機能していないのではないかと感じる。若い人もベテランの人も、計画を知ってもらい、しっかり参画してもらえるようにしないと、集約は難しいと思う。圃場整備を起点にして、集約を重ねていかないと、後継者もいなくなるので、重点的に進めてもらいたい。

質疑 農林水産業寄付金の使途はどのようなものか。

答弁 寄付をいただいた企業からは、森林管理を適切に実施し、地下水涵養への取組に貢献する目的で寄付をいただいていますので、林業費に充当し、林業の振興に使いたいと考えています。

意見 森林整備地域活動支援交付金について、今回は返還となっているが、こういった交付金を活用して、間伐や林道の整備を進めてもらいたい。

質疑 森林整備地域活動支援交付金事業返還金について、実施要領の認識不足があったとのことだが、原因は何か。

答弁 事業要領において、実施すべき業務に対して、明確に期限が定められている部分と明確な期限が確認できない部分があり、間伐の実施については明確な期限が確認できないこと、県からの具体的な指導がなかったこともあり、期限の認識が不足していたことが原因の一つでしたので、今後は事業完了の見通しをはじめ、定期的な進捗管理に努め、事業が未実施とならないよう事業主体への指導を徹底し、再発防止を図っていきます。

意見 事業要領に明確に記載がなかったということであるが、しっかり確認をして実施しないと、また同じことが起こると思うので、徹底をお願いしたい。

（ 産業振興部 商業観光課 ）

質疑 観光ビジョンは第7次大津町振興総合計画の中でどのような位置付けとなるのか。

答弁 観光ビジョンは、第7次大津町振興総合計画の「観光の振興」に位置付けるものです。具体的な事業については、今後アクションプランで整理し、必要に応じて予算化していきます。

質疑 これまで地域おこし協力隊や地域活性化起業人等に多額の予算を投入しているが、費用対効果が分かる資料を示すべきではないか。

答弁 地域おこし協力隊、地域活性化起業人及び地域プロジェクトマネージャー等について、これまでの事業費と主な成果を整理した資料をお示しします。地域おこし協力隊については、イベントの企画運営、観光PR、デザイン制作、観光協会運営支援等を行ってきました。また、地域活性化起業人については、ふるさと納税の推進や教育旅行受入れなどに取り組んできました。

質疑 成果は交流人口の増加や経済効果などで示すものであり、費用対効果の分析が十分ではないのではないか。

答弁 今回の資料では主な取組内容を整理していますが、事業の成果については、実施した内容だけではなく、その取組がどのような効果や波及につながったのかを示す必要があります。観光ビジョン案には観光入込客数の推移等を掲載していますが、現時点では十分な成果指標とは言えないため、決算審査までには成果を示せるよう整理していきます。

質疑 外部人材の成果のみが示されているが、地域住民や関係団体が無償で取り組んできたまちづくり活動について、どのように評価しているのか。

答弁 今回の資料は外部人材活用の事業を説明するために整理したものです。地域住民や関係団体の皆様が長年取り組んでこられた活動は十分承知しており、その成果については観光ビジョンの中で活かしていきます。

質疑 職員の異動によって事業が継続されず、同じことが繰り返されているのではないか。

答弁 現在、都市計画や観光振興のまちづくりについては、庁内のプロジェクトチームを設置し役場全体で検討を進めています。また、観光ビジョンについても庁内で意見を集約し、役場としての案を作成したところです。今後

は関係団体や町民から意見を伺いながら取り組んでいきますが、広域的な視点や専門的な知見も必要であることから、今回地域力創造アドバイザー事業を計上したものです。

質疑 地域力創造アドバイザー事業は、令和8年度当初予算や振興総合計画の実施計画に計上されていなかったのはなぜか。

答弁 地域力創造アドバイザー事業については、以前から人材や事業内容の調整を進めていましたが、当初予算編成時点では具体的な内容が固まっていませんでした。調整が整ったため今回の補正予算で計上したものです。

質疑 観光協会委託事業及び地域プロジェクトマネージャー事業との関係性はどのようになっているのか。また、これらの成果が十分に見えない中で、新たなアドバイザー事業を追加することは無計画ではないか。

答弁 観光協会の体制整備や観光振興の取組については引き続き整理を進めています。また、観光協会等への委託事業については、何を目標として設定し、どのような成果を求め、その成果をどのように評価するのかが重要です。そのため、各種事業の成果を客観的な数値やデータに基づいて分析・評価し、効果検証ができる人材の必要性を感じており、今回アドバイザー事業を計上したものです。

質疑 まちづくりは町民と行政が一体となって進めるべきではないか。現時点では町民や団体と町が一緒にまちづくりを進めるという意識が十分共有されていない。その段階で地域力創造アドバイザーを導入するのは時期尚早ではないか。

答弁 十分な検討や準備は必要ですが、一方で、一定の方向性が見えた段階で着手しなければ、まちづくりや観光振興の取組の開始が遅れ、機会を逃すことにもつながります。町としては、総合振興計画や観光ビジョンを推進するため、現時点で整えられる体制を整備し、必要な施策を着実に進めています。

意見 地域力創造アドバイザー事業業務委託については、第7次大津町振興総合計画における位置付けや、観光協会委託事業及び地域プロジェクトマネージャー事業との役割分担、観光施策全体における位置付けが十分明

確ではない。また、検討過程において、観光ボランティアや地域団体など現場の意見が十分に反映されたとは言い難い。今後、目的や役割を整理し、地域との協働を図るとともに、成果の可視化と効果検証を徹底することを求める。

討論 なし

採決 全員賛成

議員より附帯決議の申し出あり（別紙附帯決議書（案））

議案第 39 号 令和 8 年度大津町一般会計補正予算に対する附帯決議について

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成

議案第 42 号 件名 令和 8 年度大津町工業用水道事業会計補正予算
（第 1 号）について

（ 工業用水道課 ）

質疑 最終的に債券運用による 1 年間の利息は 78 万 9 千円ということか。

答弁 利率 1 % の国債を 1 億円分購入しますので、1 年間で 100 万円の利息が発生します。予算にはこの 100 万円を日割りし、令和 8 年度に帰属する額として 78 万 9 千円を計上しています。

質疑 資産運用については公金管理検討委員会に諮ったということだが、委員会はどのようなメンバーで構成されているのか。また、どのように会議は進められているのか。

答弁 副町長、会計管理者、各部長、財政課長、税務課長で構成されています。会議では資産運用の内容を担当課が説明し、それに対して各委員から意

見を聴取しています。

質疑 銀行員など資産運用の専門家は委員会のメンバーに入っていないのか。

答弁 入っていません。資産運用に対する職員の知識不足については、必要に応じて証券会社から資産運用の説明を受けることで補い、基礎知識を付けた上で議論しています。

質疑 今回は1年間の運用ということだが、その後は運用できないのか。

答弁 資金残高は第五水源地増設事業により令和10年以降5,000万円程度で推移すると見込んでいます。国債は1億円単位での購入しかできませんので、令和10年以降は国債での運用ではなく定期預金での運用を考えています。

質疑 資金運用方針について議案質疑があったが、大津町の資金運用基準はどのようなになっているのか。

答弁 大津町資金運用基準第5条で運用原則として「安全性の確保」、「流動性の確保」、そして安全性と流動性を十分に確保した上で「効率性の追求」も掲げています。また、第8条において購入できる債券として国債、地方債など元本を確保できるものを列挙しています。

質疑 今回は1年間の運用ということだが、個人が運用する場合は変動金利や3年間、5年間の固定金利で運用することになる。今回はどのような内容なのか。また、個人が購入する場合と異なる点は何か。

答弁 新規で発行される国債で満期が1年間のものはありませんので、今回は過去に発行され満期まで1年間のものを購入します。金利は固定金利です。個人が購入する場合と異なる点は購入単位で、個人は1万円単位で購入できます。

質疑 一般的に運用益には税金がかかるが、今回はどうなるのか。

答弁 個人が購入する場合は利息に対して約20%の税金がかかりますが、町が購入する場合は非課税です。

討論 なし

採決 全員賛成

**議案第43号 件名 令和8年度大津町公共下水道事業会計補正予算
(第1号) について**

(都市整備部 下水道課)

質疑 債券運用について、運用期間が長い方が利率は高くなるが、工業用水道は1年間、下水道は2年間の運用となっている。5年などの長期間の運用は考えていないのか。

答弁 可能な限り長期間の運用をしたいと思っておりますが、基金の今後の方向性は令和10年の使用料改定の内容次第と考えていますので、そのタイミングで運用期間を区切るためにあえて2年間の運用としています。使用料と基金の方向性について整理でき次第、長期間の運用に移行したいと考えています。

質疑 将来的には10年以上の長期間の運用を検討しているということだが、その期間この基金は使われないことになる。今後の使用料改定時には、まず基金を活用すべきではないのか。

答弁 基金を処分し、一時的に使用料改定率を抑制すべきというご指摘だと思いますので、まずは使用料改定に至った経緯をご説明します。現在、下水道利用者以外の汚水処理に要する負担額はひと月あたり約6,000円に対し、下水道利用者の使用料は約3,000円と大きく開きがある状況です。これは、下水道は使用料で必要経費を賄えていないにも関わらず多額の一般会計繰入金投入することで使用料を低く抑えていることが要因です。ただし、一般会計繰入金は税金を財源としており、その中には下水道利用者以外の税金も含まれますので、汚水処理負担額の格差是正と一般会計繰入金の抑制を目的に使用料を改定したいと考えています。基金については、地方公営企業法適用前の決算剰余金を財源に積み立てていますが、一般会計繰入金が無ければ事業運営ができないことを考慮すると財源は一般会計繰入金と使用料です。このことから、一般会計繰入金により使用料を低く抑えることと基金取崩しにより使用料を低く抑えることに変わ

りはありませんので、下水道利用者以外の住民のことを考えるとまずは使用料で必要経費を賄える水準まで使用料を改定し、これ以上使用料を上げるのは難しいという状況になった時に基金を取り崩すべきだと考えています。そのため、当面基金取崩しをする見通しが無ければ長期間の運用に移行しても問題ないと整理しています。

質疑　そういうことであれば、基金があるので一般会計繰入金を減らしてもいいのではないか。

答弁　公共下水道は令和 10 年度に使用料を改定することで、必要経費の全額を使用料で賄える状態になることを目指していますが、これを達成すれば 5 年間程度は一般会計繰入金がなくなる見込みです。そうすると当面活用見込みのない基金が残りますので、それを可能な限り運用して使用料以外の収益を増やし、将来の使用料改定率を抑制したいと考えています。

質疑　老朽化している浄化センターの設備の大規模な更新があるということだが、更新計画は策定しているのか。

答弁　既にストックマネジメント計画を策定していますので、計画に沿って更新する予定です。

意見　中東情勢やその他の環境の変化もあるので、早く更新した方が良いものは先取りして行うようにしてほしい。

質疑　工業用水道は災害時に対応するために一時借入金限度額を 2 億円設定するということだが、公共下水道と農業集落排水の一時借入金限度額はいくらか。

答弁　公共下水道は 5 億円、農業集落排水は 6 千万円を設定しています。

質疑　その限度額で足りる根拠はあるのか。

答弁　熊本地震においても管きよの修繕費は 1 千万円程度でしたので、不足することはないと見込んでいます。

質疑　数千万円で済むのであれば、工業用水道の一時借入金限度額を 2 億円設

定する必要があるのか。

答弁 公共下水道と工業用水道はそれぞれ平成元年と平成２年に供用開始しており、供用開始後 36 年以上が経過しています。農業集落排水は平成 17 年に供用開始していますので、比較的壊れにくいことから限度額も低く設定しています。公共下水道と工業用水道の資産規模を比較すると工業用水道の方が小規模なので５億円は過大であり、運転資金のうち１億円を債券購入に充て、その債券を中途換金しないための設定であることを考慮すると１億円以上とする必要がありますので、少し上乗せして２億円としています。

質疑 今回運用することで将来の使用料改定率を少しでも抑えられるという認識で良いのか。

答弁 必要経費を使用料で賄える水準まで使用料を改定することを検討していますが、利息収入など使用料以外の収入で経費を賄えるのであればその分使用料改定率を抑えることができると考えています。

討論 なし

採決 全員賛成

**議案第 44 号 件名 令和 8 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算
(第 1 号) について**

(都市整備部 下水道課)

質疑 処理場費を錦野浄化センタースクリーンユニットの緊急修繕施行分として 55 万円増額補正するということだが、どういうことか。

答弁 下水に含まれる土砂やゴミなどを分離して除去するための設備であるスクリーンユニットに不具合が発生し、修繕が必要となりましたので増額補正するものです。

討論 なし

採決 全員賛成